

令和3年8月

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

## 余剰電力の売却に係る入札方法等の取扱いについて

これまで、本組合が売却する余剰電力については、紙入札による一般競争入札で行ってきましたが、令和3年度から行う入札について、次のとおり電子入札による事後審査型制限付一般競争入札とします。

また、入札参加資格として、大阪広域環境施設組合入札参加有資格者名簿における、業務委託の登録種目が必要となりますので、ご注意ください。

### 記

#### 1 対象案件

大阪広域環境施設組合各工場で発電した余剰電力の売却

#### 2 入札方法等

電子入札（事後審査型一般競争入札）

#### 3 登録種目

令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）大阪広域環境施設組合入札参加有資格者名簿において、「13:その他代行-15:電力供給・売買-01:電力供給・売買」で登録が必要となります。詳しくは[入札参加資格審査申請要領](#)をご覧ください。（既に登録している場合については新たに登録する必要はありません。）

#### 4 電子入札への参加

新たに電子入札に参加するためには、ICカードの取得をはじめ、事前準備が必要となります。詳しくは本組合ホームページをご覧ください。電子入札システムヘルプデスクにお問い合わせください。（これまでに本組合で実施する電子入札に参加された方については新たに準備する必要はありません。）

#### 5 その他

ホームページ：<https://www.osaka-env-paa.jp/>

ヘルプデスク：0570-021-777